**テーマ2 A案「 監査法人のローテーション制度（交代制）を導入することに賛成」**

|  |
| --- |
| 欧州連合（EU）では2016年６月から監査法人のローテーション制度（交代制）が導入されており、同一の監査法人による継続監査期間の上限を原則10 年としています。  一方で、アメリカではローテーション制度（交代制）は導入されていません。  国内では2020年１月14日付で、金融庁は企業の会計不祥事を防ぐ監査改革の検討課題としてきた監査法人の「ローテーション制度（交代制）」の導入を見送るという記事が発表されました。  ローテーション制度（交代制）のメリットやデメリットを考慮しながら、以下のいずれかの立場から議論してください。 |

**1.継続監査により発生が懸念される問題**

継続監査により発生が懸念される問題としては、企業(経営者)と監査人の癒着や馴れ合いによる粉飾などの不正会計がある。また、粉飾が行われていないとしても同一の監査人が特定の企業に対し長期間関与することは、当該監査人の外観的独立性に対する疑念が生じ、監査証明の客観性が損なわれる要因となり得る。

**2.継続監査に関する現在の制限**

継続監査に関する現在の制限としては、筆頭業務執行社員等に対して大会社等に対する監査関連業務の関与期間に制限が設けられている。(パートナーローテーション)

これらは監査人が公認会計士である場合、監査法人の場合、大規模監査法人の場合の3つそれぞれの制限が異なっている。\*[[1]](#footnote-1)この制限は1997年の公認会計士協会の自主規制として始まり、2005年に発生したカネボウの不正会計事件を発端として2007年に制限が強化された上で法定化されたという背景がある。

**3.現在の制限の実効性**

現在のパートナーローテーション制度では、パートナー以外の立場（監査補助者）で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在している。\*[[2]](#footnote-2)また、過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できていないとの調査結果がある。\*[[3]](#footnote-3)

**4.監査法人のローテーション制度の導入によるメリット**

監査法人のローテーション制度導入によるメリットは、監査法人の独立性が高まることでより公正な立場から監査が実施されるということが挙げられる。また、他監査法人の新たたな視点により監査が行われることで従来は認識されていなかった重要な虚偽表示の発見や、重要な虚偽の表示の原因となる不正の発見にも寄与すると考えられる。

1. \*公認会計士法 第24条の34条の11の3参照 [↑](#footnote-ref-1)
2. \*金融庁「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」,2019年,6頁 [↑](#footnote-ref-2)
3. \*金融庁「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」,2018年,30頁 [↑](#footnote-ref-3)